**最大16万円!**

兵庫県認証食品ＥＣサイト※販売支援事業のご案内

※ＥＣサイト：インターネット上で商品を販売するＷｅｂサイト

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、飲食店や給食センターなどへの販売が減少した・・・。

こんな苦しいときだからこそ、安全・安心の認証食品をはじめとする兵庫県産食材を待っている人を新たに開拓するチャンスです！

そこで、インターネット上のＷｅｂサイトで商品を販売開始する県内の農畜水産物の生産者や加工業者を最大16万円まで応援します！

１　事業対象者

　　①受証者、②受証者の構成員（１受証者内で取りまとめてください）等

２　補助額：補助対象経費の１／２以内（上限補助額１６万円）

　　　　　　（課税事業者は税抜金額の１／２以内）

３　申請期間：令和２年５月１２日～令和２年１２月２８日

４　事業の申請先、問い合わせ先：

　　ひょうごの美味し風土拡大協議会

　　〒650-8567　神戸市中央区下山手通5-10-1　兵庫県消費流通課

　　TEL　０７８－３６２－３４８６（平日9:00～17:00）

　　FAX　０７８－３６２－４２７６

　　E-mail　 Katsuhiko\_Ono@pref.hyogo.lg.jp

５　補助対象経費

ＥＣサイトへの出店もしくはＥＣサイトを立ち上げに係る経費のうち令和２年４月１日～令和３年２月末日までに支出した経費（裏面：具体的事例の表を参照）

注）クレジットカード払い（一括払いのみ可）の場合は申請者の法人又は代表者の名義で請求金額の引落し日が２月末日までに完了する必要があります。

　　補助対象経費の具体的事例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＥＣサイトの種類 | 補助対象経費  ○ | 補助対象外経費  × |
| ショッピングモール型  （既にあるサイトに出店する場合） | ・申込時に必要な初期経費  ・出店料  ・ストア構築ツール（Webサイト作成ソフト）の購入費  ・ストア構築ツール（Webサイト作成ソフト）の利用料  ・ストア構築（Webサイト）の制作費（外注費）  ・Webサイトに掲載する商品等画像撮影費（外注費）  ・事業対象者が補助対象経費を支払う際必要な振込手数料 | ・パソコン、デジタルカメラ、プリンター等機器の購入費・リース料  ・ブロバイダ契約料  ・インターネット回線費  ・売上数等により変動する経費（ロイヤリティ、販売手数料、決済手数料等）  ・販売商品の送料  ・既にあるＥＣサイトの維持・継続に必要な経費　等 |
| 自社サイト型  （自らサイトを立ち上げる場合） | ・Webサイト作成ソフトの購入費  ・Webサイト作成ソフトの利用料  ・Webサイトの制作費（外注費）  ・Webサイトに掲載する商品等画像撮影費（外注費）  ・レンタルサーバー利用料  ・独自ドメイン取得費  ・事業対象者が補助対象経費を支払う際必要な振込手数料 |

①　ＥＣサイトは、サイト上で商品の紹介だけでなく注文ができ、代金決済（代金引換等可）までできるサイトであること。

なお、産地ＰＲや自らの活動紹介や商品紹介のみのサイトは対象外とする。

②　上記の補助対象経費うち一定期間（例：１年間）毎に発生する固定費（利用料等）については、補助対象経費を下記の式により算出する。

補助対象経費＝契約金額×（契約開始日から令和3年２月末までの期間／契約期間）

（１円未満切捨て）